

徳島市街区基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき、国土交通省から移管を受けた街区基準点の取り扱いに関して必要な事項を定め、その適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、街区基準点とは、都市再生街区基本調査に伴う街区基準点測量によって設置された、街区三角点、街区多角点とする。

(管理の主体)

第3条 街区基準点の管理主管課は徳島市都市建設部都市建設政策課とする。

(街区基準点の使用手続等)

第4条 街区基準点を使用する者は、あらかじめ街区基準点使用承認申請書（[様式第1号](#)）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、承認の可否を決定し、当該申請者に街区基準点使用承認書（[様式第2号](#)）を交付するものとする。

3 第1項により承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、前項に規定する使用承認書を常時携帯し、市職員又は土地所有者の請求があった場合は、速やかにこれを呈示しなければならない。

4 使用者は、街区基準点を使用後、街区基準点使用報告書（[様式第3号](#)）により速やかに市長に使用結果を報告するものとする。

5 街区基準点の使用は無料とする。

(工事施工の届出)

第5条 街区基準点の設置されている土地、工作物等の所有者、管理者、及び工事施工者（以下「工事施工者等」という。）が、道路の掘削工事等の理由で、街区基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ街区基準点付近での工事施工届出書（[様式第4号](#)）を市長に提出し、市長の指示に基づき復元（街区基準点を、元の座標位置に復元設置することであって、改めて測量により座標を取得する必要がない場合。以下同じ。）するために必要な措置を講じなければならない。

2 街区基準点付近での工事がしゅん工したときには、工事施工者等は街区基準点を復元し、速やかに街区基準点付近での工事しゅん工報告書（[様式第5号](#)）を市長に提出しなければならない。

(廃止)

第6条 工事施工者等が道路の掘削工事等の理由で、街区基準点を復元するための必要な措置を講じることが困難な場合は、街区基準点等撤去承認申請書（[様式第6号](#)）を市長に提出し、街区基準点等撤去承認書（[様式第7号](#)）により承認を得なければならない。

2 市長は、街区基準点を撤去等により廃止することになった場合は、国土交通省に報告を行うものとする。

(移転)

第7条 設置費用、測量費用等管理主管課において予算措置を伴う街区基準点の復元及び移転（改めて測量により座標を取得する必要がある場合の再設置を含む。）は、原則として行わないものとする。

(閲覧)

第8条 街区基準点の測量成果(写)、記録（写）は、無料で閲覧に供するものとする。

(保管)

第9条 街区基準点の測量成果、記録の保管は、測量法第42条第3項に基づき、国土地理院の長に委託するものとする。

(補則)

第10条 この要綱により難しい場合又はこの要綱に定めのない事項についての取扱いは、その都度市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

街区基準点使用承認申請書

年 月 日

徳島市長 様

申請者 住所
氏名または名称

徳島市街区基準点の使用について、下記のとおり申請します。


使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
測量地域		
使用する 街区基準点	計 点	
測量方法		
測量計画 機関	名称	
	代表者氏名	
	所在地	Tel
測量作業 機関	名称	
	担当者氏名	
	所在地	Tel
備考		

様式第2号（第4条関係）

街区基準点使用承認書

様

徳島市街区基準点の使用について下記のとおり承認します。

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
測量地域		
使用する街区基準点	計 点	
測量方法		
測量作業機関	名称	
	担当者	
	所在地	Tel
承認条件 1. 別紙街区基準点使用条件を遵守すること。 2. 使用終了後は、報告書を提出すること。 承認番号 号 年 月 日 徳島市長 		
担当連絡先	徳島市都市建設部都市建設政策課 地籍整備担当 Tel088-621-5267	

別紙

街区基準点使用条件

- 1 街区基準点の使用にあたっては、作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、土・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に使用承認書を常時携行すること。
- 4 使用にあたっては街区基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに基準点管理者に連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、基準点使用報告書として、次の書類を添付し基準点管理者に提出すること。なお、土地家屋調査士会が各土地家屋調査士の使用報告書を精査し、取りまとめて報告する場合は、この承認書添付の報告書をもって代えることができるものとする。
 - (1) 基準点現況報告書
 - (2) 精度管理表
 - (3) 成果表、網図の写しなど

様式第3号（第4条関係）

街区基準点使用報告書

年 月 日

徳島市長 様

報告者 住 所
名 称
担当者

徳島市街区基準点の使用結果を下記のとおり報告します。

使用目的			
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)		
測量地域			
使用した 街区基準点	計 点		
使用承認番号	承認番号 号		
測量 作業 機 関	名 称		
	担 当 者		
	所 在 地	TEL	
使 用 結 果 (精 度)	No. ~ No.	相対精度1:	
	No. ~ No.	相対精度1:	
	No. ~ No.	相対精度1:	
	No. ~ No.	相対精度1:	
特 記 事 項	(故障点、異常点の状況を記載)		

様式第4号（第6条関係）

街区基準点付近での工事施工届出書

年 月 日

徳島市長 様

申請者 住所
氏名または名称

工事の施工について下記のとおり届け出します。

工事件名			
工事場所	徳島市	番地先	
工事期間	年 月 日から	年 月 日まで	(日間)
工事概要			
街区基準点番号			
占用企業者	名称		
	代表者氏名		
	所在地	TEL	
工事請負者	名称		
	担当者		
	所在地	TEL	
添付図面	1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 その他		

様式第5号（第6条関係）

街区基準点付近での工事しゅん工報告書

年 月 日

徳島市長 様

報告者 住 所
名 称
担当者

年 月 日付けで届け出た街区基準点付近での工事がしゅん工しましたので、
次のとおり報告します。

工事件名		
工事場所		徳島市 番地先
工事期間		年 月 日から 年 月 日まで（日間）
街区基準点番号		
街区基準点 の状況		(1) 測量標のき損状態：
		(2) 構造物のき損状態：
		(3) その他：
工事請負者	名 称	
	担当者	
	所 在 地	
		Tel
添 付 図 面		1 しゅん工写真 2 引照点図 3 測量資料 4 その他

様式第6号（第7条関係）

街区基準点撤去承認申請書

年 月 日

徳島市長 様

申請者 住所
氏名または名称

街区基準点の撤去について、承認を受けたいので、次のとおり申請します。

撤去理由		
撤去場所	徳島市	番地先
撤去する 街区基準点		
撤去予定日	年 月 日	
撤去 工事 請負 者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	Tel
備 考		

様式第7号（第7条関係）

街区基準点撤去承認書

様

年 月 日付けで申請のありました街区基準点の撤去について、次のとおり承認します。

承認事項

撤去場所	徳島市	番地先
撤去する街区基準点		
撤去期限	年 月 日とする	

承認条件

1 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て都市政策課と協議してください。

承認番号 号
年 月 日

徳島市長



担当連絡先

徳島市都市建設部都市建設政策課 地籍整備担当
Tel088-621-5267